

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称及び数量

「京都千年天文学街道に係る天文・観光案内システムとコンテンツ整備業務」一式

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び業務仕様書のとおり

### (3) 納入期限

業務仕様書のとおり

### (4) 納入場所

業務仕様書に指示する場所

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

組織の名称：特定非営利活動法人花山星空ネットワーク

所在地等：〒607-8471 京都市山科区北花山大峰町 花山天文台内

電話番号 075-581-1461

入札担当理事：岡村 勝

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府一般競争入札参加資格認定名簿（以下、「認定名簿」という）または政府統一資格審査において役務の提供等の登録がされている者であること。
- (2) 資格審査申請書を提出する時において、都道府県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 映像コンテンツによる観光地域おこし分野の計画策定とコンテンツ作成の経験を有すること
- (4) 高度な天文学に関する知識を背景とした天文学コンテンツの作成を行うため能力を有していること

- (5) HMD（ヘッドマウントディスプレイ）によるコンテンツ閲覧システムを構築するために必要な能力を有していること
- (6) 望遠鏡の制御や天体シミュレーションに関する開発を行うために必要な能力を有していること

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時 平成 22 年 1 月 17 日（月曜） 午前 10 時
- イ 場所 特定非営利活動法人花山星空ネットワーク

##### (2) 入札の方法

持参によることとし、郵送・電送による入札は認めない。

##### (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3 に掲げる資格のない者のした入札
- イ 資格審査書類を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に記載した内容に違反した入札

##### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 業務仕様書の配布・説明の期間と配布場所

配布期間：2011年1月10日10:00～2011年1月14日17:00

配布場所：特定非営利活動法人花山星空ネットワーク（京大花山天文台内）

\*業務仕様書の配布を受けた者以外からの入札は受け付けない

\*業務仕様書は、特定非営利活動法人の入札担当理事が大阪市内で配布するので、希望する場合は下記に連絡のこと

入札担当理事連絡先（岡村）：06-6309-5265

\*受け取りに来る際には、担当理事が同席するため、事前に電話連絡を願います

(9) 資格審査書類

資格審査のために応札時に下記の①～⑤の書類を提出する。落札者については資格審査書類を精査の上、資格を満たさないと判断された場合は落札できない。提出された資格審査書類は落札者以外には返却する。なお落札後の審査時間を短縮するため、業務仕様書の配布を受ける際に可能な限りの資格審査書類を持参すること。

- ① 3（1）の登録がされている者であることが確認できる書類
- ② 3（2）の税の滞納がないことを証する書類
- ③ 3（3）の業務経歴一覧とその契約を証する書類
- ④ 3（4）に関し、本事業で実施する京都千年天文学街道ツアーのコースならびにコンテンツに関する簡易な提案書類
- ⑤ 3（5）に関し、採用を想定しているHMDとその技術評価資料
- ⑥ 3（6）に関し、採用を想定している望遠鏡システム一式とその技術評価資料

5 入札保証金

免除する。

6 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当理事が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

以 上